

第8回 補装具評価検討会

(平成20年度第3回)

平成20年12月8日(月)
10時00分～11時30分
厚生労働省 共用第8会議室
(東京都千代田区霞が関1-2-2)

〈会議次第〉

- 1 開 会
- 2 社会・援護局障害保健福祉部長挨拶
- 3 議 事
 - (1) 補装具調査の経緯について
 - (2) 補装具調査の結果(概要)について
 - (3) 今後の方針(案)について
 - (4) 今後の調査方針(案)について
 - (5) 関係団体からの調査方針等についての意見聴取
 - (6) その他
- 4 閉 会

〈配布資料〉

- 資料 1 補装具評価検討会メンバー
- 資料 2 補装具調査の経緯について
- 資料 3 補装具調査の結果(概要)について
- 資料 4 今後の方針(案)について
- 資料 5 今後の調査方針(案)について

補装具評価検討会メンバー(第 I・II 類合同)

(五十音順、敬称略)

メンバー	役 職 名
あかい まさみ 赤居 正美	国立障害者リハビリテーションセンター病院 病院長
○ いとう としゆき 伊藤 利之	横浜市総合リハビリテーションセンター 顧問
うえはら あきら 上原 朗	千葉市障害者福祉センター 顧問
かしもと おさむ 榎本 修	宮城県リハビリテーション支援センター 所長
きみづか まもり 君塚 葵	心身障害児総合医療療育センター 所長
くろだ だいじろう 黒田 大治郎	神戸学院大学総合リハビリテーション学部社会リハビリテーション学科 教授
さかもと よういち 坂本 洋一	和洋女子大学 生活科学系社会福祉学研究室 教授
すわ もと 諏訪 基	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 所長
たうち ひかる 田内 光	国立障害者リハビリテーションセンター病院第二機能回復訓練部 部長
なかどまり さとし 仲泊 聡	国立障害者リハビリテーションセンター病院第三機能回復訓練部 部長
なかむら けんりゅう 中邑 賢龍	東京大学先端科学技術研究センター 特任教授
のだ とおる 野田 徹	東京医療センター感覚器センターリハビリテーション研究部 部長
みかみ まさひろ 三上 真弘	学校法人帝京大学医学部リハビリテーション科 教授
みやた ひろよし 宮田 広善	全国肢体不自由児通園施設連絡協議会 会長
もりもとしょうじ 森本 正治	大阪電気通信大学 医療福祉工学部 医療福祉工学科 教授
やまうち しげる 山内 繁	早稲田大学 人間科学学術院 特任教授

臨時メンバー	役 職 名
いしい たかし 石井 喬志	有限責任中間法人日本補聴器販売店協会 理事
いながき へいはち 稲垣 平八	社団法人 日本義肢協会 理事長
おおはま まこと 大濱 真	社団法人全国脊髄損傷者連合会 副理事長
かめた ひでとし 亀田 英俊	東京都身体障害者福祉センター 障害認定課 判定担当係長
まつえだ ひであき 松枝 秀明	有限責任中間法人日本車いすシーティング協会 代表理事
さの のぼる 佐野 昇	社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 事務局長
やまざき しげる 山崎 茂	相模原市健康福祉局福祉部障害福祉課 主幹

○印は座長

補装具調査の経緯について

国立障害者リハビリテーションセンター研究所

我澤 賢之

1. 義肢・装具・座位保持装置調査の経緯について

【国リハの当初計画】

- ・ 国立障害者リハビリテーションセンター研究所（主任研究者：井上剛伸部長）が研究主体となり、厚生労働科学研究費を活用し、平成 20～21 年度の 2 年計画の調査研究として実施。
- ・ 義肢・装具・座位保持装置（以下、「義肢等」という。）の所要費用、採算面にかかる調査、及び義肢等完成用部品供給にかかる所要費用に関する調査研究を計画。
- ・ 今回、義肢等事業の採算性についての状況を明らかにするとともに、個別義肢等の所要費用（素材費ならびに人件費）を、告示で定めている数値の根拠となる値と比較し、その差について分析するという方針で調査計画を立てた。

【調査の目標】

- ・ 個別の義肢等に要する費用の状況をもとに、素材費、人件費の実費用について平均値を求め、告示で定めている数値の根拠となる値と比較し、その差を示す。
- ・ 併せて、義肢等事業の収支の状況を明らかにすることで、採算面から基準額変更が必要かどうかの参考とするとともに、基準額の変更が義肢等事業の採算性に及ぼす影響について、幾パターンかのケースを提示し分析する。

【主な調査項目等について】

- ・ 個別義肢等について、基本工作法における作業にかかる正味作業時間
- ・ 個別義肢等にかかる材料費（材料使用量、価格）
- ・ 事業所全体の経常収支・営業収支
- ・ 義肢等事業のみの収支
- ・ 雇用人数
- ・ 就労時間
- ・ 遠距離出張回数
- ・ 立地地点
- ・ その他問題点（自由記入式）

【経緯】

- ・ 6月 補装具評価検討会にて予備調査票の確定。予備調査を行うことへの了解を得る。
- ・ 7月 予備調査の実施（日本義肢協会、日本車いすシーティング協会の協力を得て、両協会のメンバーの一部を対象に予備調査を実施。）
この結果を踏まえ、回収率を上げるために、以下の修正を加える。
 - 収支に関する設問の簡略化（売上項目の統合など）。
- ・ 8月 補装具評価検討会にて本調査票案について意見をいただき、調査票を以下のとおり修正。
 - 個別義肢等にかかる材料費の設問の簡略化
（材料使用量と価格を材料ごとに個別に記入→個別義肢等ごとの材料費合計額を記入の形式に変更）。
 - ※素材費の変化の裏付けを取りにくくなる点の懸念があったものの、回答数値の正確性を高めることを優先した。
 - 個別義肢等の調査票で、児童向けの補装具のデータを分けて取るよう修正。
 - 個別義肢等の調査票での、事例選択基準の明記。
 - 回答例の付加。
 - 調査票全体を通じ、ページ数を抑えるようレイアウトを工夫。
 - 個別義肢等の調査票で「基本構造・製作要素の有無・個数」を記入する箇所において、義肢等見積りと対応させやすい形式に修正。
 - 調査票集計に要する時間の短縮のため、調査票ファイルを工夫。
以上の調査票修正作業を通じ、調査目的上必要十分な分量の調査項目の構成を図った。
- ・ 9月下旬 調査票発送（回収10月中旬。その後下旬に変更。）
- ・ さらに、11月上旬、再度回答を督促。（回収11月20日頃まで）

2. 義肢等完成用部品に係る調査の経緯について

【調査の目標】

- ・ 完成用部品供給（製造、輸入、販売）事業者が義肢等製作事業者に対して販売する価格と、部品登録申請時の申請価格との比較を行い、その点について状況を明らかにする。
- ・ 完成用部品の区分ごとの価格状況を明らかにする。
- ・ 完成用部品供給にかかる原価率・採算状況について明らかにする。

【経緯】

- ・ 8月 調査を実施
- ・ 10月下旬 分析結果がまとまる。
- ・ 11月上旬 追加の回答データを加え、再集計を行う。

3. 義肢等以外の補装具調査の経緯について

【調査の目標】

- ・ 個別補装具の出荷価格・出荷量について、実態を明らかにする。
- ・ 補装具製作・輸入・販売事業における経営状況（売上・費用）について、実態を明らかにする。

【経緯】

6月に開催した補装具評価検討会での結果を踏まえ、義肢等の調査と平行して、義肢等以外の補装具事業の採算面、出荷数、平均価格等について次のような経緯で調査した。

- ・ 6～7月 調査票作成作業。
- ・ 8月上旬 メール（一部郵送）にて調査票を発送する（9月中旬締め切り）。
- ・ 8月上旬～9月中旬 日本補聴器販売店協会との調整作業。
- ・ 9月中旬 修正された補聴器販売店向け調査票を、各販売店に発送。
- ・ 10月上旬 盲人安全つえメーカーや、義眼など、一部回答の全くない調査項目について、国リハスタッフが個別調査先について電話で協力を依頼。
- ・ 10月中旬 車いす、座位保持いす等、歩行器、歩行補助つえについて、回収状況がおもわしくないため、メール発送が可能な事業者について、国リハより直接メールで発送。
- ・ 10月下旬 集計作業。

補装具調査の結果（概要）について

国立障害者リハビリテーションセンター研究所

我澤 賢之

○ 調査結果の概要（回収率と調査の有効性等）について

	調査対象数	回答数	回収率	有効回答数	有効回答率
1. 義肢等 (義肢、装具、座位保持装置)	599	174	29%	71	12%
				人件費部分	

	調査対象数	回答数	回収率	有効回答数	有効回答率
2. 義肢等完成用部品	39	14	36%	13	33%

3. その他補装具	調査対象数	回答数	回収率	有効回答数	有効回答率
補聴器	114	31	27%	31	27%
車いす	62	15	24%	15	24%
電動車いす	45	4	9%	4	9%
重度障害者用意思伝達装置	45	7	16%	7	16%
盲人安全つえ	55	11	20%	11	20%
義 眼	2	1	50%	0	0%
眼 鏡	8	1	13%	0	0%
座位保持いす	54	5	9%	5	9%
起立保持具	54	5	9%	5	9%
歩 行 器	59	10	17%	10	17%
頭部保持具	54	5	9%	5	9%
排便補助具	54	5	9%	5	9%
歩行補助つえ	61	9	15%	9	15%

(1) 義肢・装具・座位保持装置（以下、「義肢等」という。）

義肢等については、有効回答率が低く、全体として十分な分析が出来なかった。しかしながら、人件費部分については、得られたデータの中から分析するとプラス方向の傾向が見受けられた。また、素材費部分は、

データが極端に少ないため十分な分析が出来なかったが、調査項目について、さらに補足が必要ということが判明した。

(2) 義肢等完成用部品

○ 回答が得られた部品数について

- ・ 1,494 点（国内製造部品 768 点、輸入部品 726 点。現行登録部品の 45%。）
- ・ これらの部品の販売価格、原価、販売数量のデータを得た。

※ただし、これらの部品のうち、447 点（32%）の出荷数が 0 であったことから、以下の分析は、この 447 点を除いた部品（1,047 点）で行った。

○ 推定申請価格と実販売価格との差について

- ・ 202 点（20%）の部品において、推定申請価格の 101%以上の価格で販売が行われていた。
- ・ 実販売価格の推定申請価格に対する平均比率（販売金額で重みをつけた加重平均）は、102%であった。

○ 原価率について

- ・ 平均的にはおおむね妥当な数値と考えられる。
（国内製造部品…平均 63%、輸入部品…平均 55%。）

○ 「申請価格で販売すると原価率が極めて高くなる部品」の実販売価格の設定について

- ・ 製造（輸入）事業者は、以下のいずれかの対応をとっていることが示唆された。
 - a) 義肢等製作事業者への販売価格が概ね申請価格以下の事業者：8 事業者
 - b) 義肢等製作事業者への販売価格が申請価格以上の事業者：5 事業者

○ 事業採算面について

- ・ 平均的には一定の黒字を確保できていることが示唆された。

(3) 義肢等以外の補装具

義肢等以外の補装具については、有効回答数及び有効回答率が十分でないことから、今回得られたデータからは十分な分析が出来なかった。

今後の方針（案）について

国立障害者リハビリテーションセンター研究所における調査研究の結果を参考に、補装具評価検討会において検討し、新しい価格設定のルールを明確化する予定であったが、得られたデータが一部を除いて不足している等のため、国リハセンター研究所において、補足調査等を検討し、その調査結果を得た上で、H21年度中に価格設定ルールを明確化したい。

なお、一部の有意なデータについては、来年度の補装具告示改定（今年度末）の参考としたい。

※ 補足調査の方針等については資料5参照。

今後の調査方針（案）について

国立障害者リハビリテーションセンター研究所

我澤 賢之

【今回の調査の課題】

（１）義肢、装具、座位保持装置

- ・回収率が低かった理由については、調査票が全体的に複雑な内容であり、回答作業の負担が大きかったことが挙げられる。
- ・予備調査を踏まえて、本調査票を作成した際、回収率を確保するため、素材費部分の設問を簡略化した結果、どのような材料をどの程度使用しているか等の詳細が分析できなかった。

（２）義肢等以外の補装具

- ・車いすを例にとると、利用者の個別性が高いことから、「基本構造」だけではなく、「基本構造以外の構造（オプション）」を持つものが多数あり、それらが追加された価格となっていることが判明した。つまり、機能がそれぞれ異なるために価格差が生じているのであり、単純な平均価格を調査するだけでは不十分であると考えられる。
- ・他の補装具についても、同様な傾向を持つものがあるのではないかと考えられる。

【今後の調査方針概要】

（１）義肢等の時間当たり人件費

今回調査ではプラス方向の結果を得たが、次年度にかけて、さらに回収を進め、精度の高い結果を得たい。

（２）義肢等の素材費

製作プロセスが制度での想定と大きく変わっている可能性があることから、補足調査を実施し、どのような作業工程で、どのような材料をどれだけ使用しているかの具体的な実態を明らかにしたい。

（３）義肢等以外の補装具

その他補装具については、回収率を上げるよう働きかけを行いつつ、補足調査が必要な事項については実施し、実態を明らかにしたい。

※ 別紙「補足調査の素案」を参照

補足調査の素案

【義肢等補足調査について】

今回、現行制度での基準額と実際に要する製作費用を比較検討するという観点から、調査・分析を行ったところ、標本数は必ずしも十分ではないが、装具の実素材費について、現行基準額の算定の基となっている想定額との大きな乖離が見られた。基本的な制度規定以来年数が経っているため、製作プロセスが制度での想定と大きく変わっている可能性が考えられる。そこで、「モデル・タイプ」となるいくつかの義肢等について、10前後の義肢等事業者を選抜し、詳細を検討する。また、人件費についても、さらに回収を進めより精度の高い結論を得たい。

〈目 標〉

1. 義肢等製作において実際に要する素材費水準について、今回調査が正しい傾向を示しているか否か確認をするとともに、その水準の数字の裏付け（どのような材料がどれだけ使用されているか、現在多く採用されている製作プロセスの詳細等）を明らかにする。
2. 義肢等の製作・修理にかかる人件費単価（時給：給与、賞与、退職手当等積立、法定福利費の合算から算出）について、統計上、現行制度での平均想定人件費単価より現状のほうが高いという点で有意であるとの結論が得られたが、さらに精度を高めるため補足調査を行う。

〈作 業〉

1. 目標1について

作業は大きく3つの段階に分かれる。

第1段階：モデル・タイプとする義肢等の選択

現在多く採用されている製作プロセスについて、事例検討の上選定を行う。

第2段階：選択したモデル・タイプの製作プロセスと素材費の分析

10前後選抜した義肢等事業者に対し、もし同様のものを作るとすれば、

- a) どのような工程により製作をおこなうか
- b) その際、どのような材料をどれだけ使用するか

について聞き取り調査、分析することで、製作プロセスや素材費の変化について結果をまとめる。

第3段階：得られた結果の確認

なるべく簡単な調査票等を持ちいて、より多くの義肢等事業者から回答を得、その妥当性を示す。

このプロセスを踏むことは、直接的に上述の問題に対する答えを与えるとともに、今後、モデル・タイプ以外の義肢等の基準額の再評価を行う上で、有用であると考えられる。

2. 目標2について

今回の調査では、人件費単価（時給）の実状を分析するため、以下の項目について回答を得た。

- ・ 年間所要人件費（義肢等にかかる従業員全体の、給与、賞与、退職金等積立、法定福利費）について回答を得た。
- ・ 義肢等にかかる従業員全体の人数について、労働時間が週20時間以上の者と未満の者に分けて回答を得た。
- ・ 義肢等にかかる従業員の平均年間作業時間（残業含む。休業日・有給などの休みの日を除く。）について、労働時間が週20時間以上の者と未満の者に分けて回答を得た。

これらの回答から得たデータを集計し、年間所要人件費をのべ年間作業時間で除して、人件費単価（時給）を分析した。

この設問内容は、質問項目も多いため、有効回答率を上げにくい方法ではあるものの、今回のように数パーセント単位での数値を得るためには、直接時給や月給を回答させるよりも、この方法が適していると考えられる。

そこで、補足調査では、下記のように調査実施上の工夫をおこなう。

- ・ 給与・退職金積立・法定福利費・作業時間については、「年間」の数値ではなく、調査票発送後の適切な月を事前設定し、その「月間」の状況について、各事業所の該当従業員全員分の回答を得ることとしたい。こうすることで、回答者が回答前に該当事項を記録でき、回答のための資料調べの作業負担が軽減されると思われる。賞与については、別途「年間」分の回答を得ることとしたい。
- ・ 業界団体（日本義肢協会等）への調査説明会の実施。

【その他補装具補足調査について】

今回、標本数は必ずしも十分ではないながらも、補装具としての個別性が強く、標本を参考に価格設定が困難なことが示唆されるものについて、義肢等追加調査の手法を用い、詳細を把握する。

〈目 標〉

個別性が強く、基本構造以外の構造を有することで価格がまちまちとなっているもの（特に車いすを想定）について、基本構造以外の構造を詳細に分析し、その要素や価格等を明らかにする。

〈作 業〉

作業は大きく3つの段階に分かれる。

第1段階：モデル・タイプとする補装具の基本構造以外の構造の選択

現在多く採用されている基本構造以外の構造について、事例検討の上で選定を行う。

第2段階：選択した補装具の基本構造以外の構造の分析

10前後選抜した事業者に対し、

- a) どのような「基本構造以外の構造（真に必要なもの）」があるか
- b) それらの価格設定はいくらが適切か

について聞き取り調査、分析することで、その要素や価格等について結果をまとめる。

第3段階：得られた結果の確認

なるべく簡単な調査票等を持ちいて、より多くの補装具事業者から回答を得、その妥当性を示す。

(その他補装具の例) 車いすの基本構造以外の構造について

基本構造以外の構造を有することが、製造単価を押し上げている大きな要因とみられることから、「基本構造以外の構造」を代表的な10前後の事業者から聴き取り調査をした上で、メーカー側の製造原価や、販売店が利用者に販売する価格等の各要素を詳細に調査してみる必要があると考える。

・基本構造以外の構造の例

(1) 種別番号	(6) 基本構造以外の構造																(6) 基本構造以外の構造												
	背もたれ			座面		頭部	足部					アームレスト		車輪・キャスター		その他													
	背もたれ高さ調節 (背もたれ後部対応調節(ダイヤルロック等による背パイプ角度調節可)による背もたれ高さ調節(プレート・ホルト等による角度可変))	背もたれ高さ調節	張り調整	座奥行調節	張り調整	ヘッドレスト	足台脱着 (パッド形状)	足台エレベーター (レグサポート)	角度調節	前後調節 フロントプレート	前後調節 バックプレート	足台スイングアウト (スイングイン)	高さ調節	角度調節	脱着・開閉	車軸位置調節	脱着ハブ	ハンドリム (特殊)	押し手高さ調節	フロントブレーキ	キャリパーブレーキ	転倒防止 (コ口付き)	幅調節	ガスダンパー 式のテイルト又はリクライニング	対面式押し手ハンドル	フレーム補強	テイルト	電動リクライニング	
101	×	○	×	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×
103	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	×	○	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×
113	×	×	×	○	○	○	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
114	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
114	○	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
115	×	×	×	○	○	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
115	×	×	×	○	○	○	×	×	○	○	×	○	○	○	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

※種別番号について

101: 普通型

103: ティルト式普通型

113: リクライニング式手押し型

114: ティルト式手押し型

115: リクライニング・ティルト式手押し型

・車いす基本構造以外の構造の価格の例

項目	A 社			B 社			C 社				
	販売店への販売単価 [円]	製造原価 (単価) [円]	原価率	販売店への販売単価 [円]	製造原価 (単価) [円]	原価率	希望小売単価 [円]	販売店への販売単価 [円]	輸入原価 (単価) [円] 注: 輸送送料等経費別	原価率	
背もたれ	背座間角度調節(プレート・ボルト等による角度可変)	4,000	2,800	70.00%	25,000	17,500	70.00%	バックレストに組込			
	背もたれ後湾対応調節(ダイヤルロック等による背パイプ角度可変)	6,000	4,200	70.00%	30,000	21,000	70.00%				
	背もたれ高さ調節	2,700	1,900	70.37%	10,500	7,350	70.00%	バックレストに組込			
	張り調整	ハイバック (背フレームがそのまま延長されており、ヘッドレストがマジックテープにて取付可)	14,300	10,000	69.93%						
ローバック (背フレームは肩の高さまでで、ヘッドレストが独立して頸部継手を介して取付可)		11,250	7,880	70.04%	11,200	7,840	70.00%				
座面	座奥行調節	2,700	1,900	70.37%	10,900	7,600	69.72%	25,000	18,750	11,538	61.54%
	張り調整	9,700	6,800	70.10%	9,100	6,370	70.00%				
頭部	ヘッドレスト	ハイバック(頸部継手を含む)	6,000~12,000	4,200~84,000	70.00%						
		ローバック(独立ヘッドレスト)	15,000~27,000	10,000~19,000	70.37%	17,500	12,250	70.00%			
足部	足台脱着						31,000	23,250	14,308	61.54%	
	レッグサポート(パット形状)				4,700	3,300					
	足台エレベーター	9,800	6,750	68.88%	27,000	18,900	70.00%				
	フットプレート角度調節				10,000	7,000					
	フットプレート前後調節				7,000	4,900					
	足台スイングアウト(スイングイン)	13,600	9,500	69.85%	18,400	12,900	70.11%				
アームレスト	高さ調節 (開閉含む)	10,000	6,900	69.00%	8,900	6,200	69.66%				
	角度調節	3,500	2,300	65.71%	8,900	6,200	69.66%				
	脱着・開閉						41,000	30,750	18,923	61.54%	
キャスター	車軸位置調節	6,000	4,200	70.00%							
	脱着ハブ	23,500	16,500	70.21%			駆動輪に組込				
	ハンドリム(特殊)						19,000	14,250	8,769	61.54%	
その他	押し手高さ調節	4,000	2,600	65.00%	5,000	3,500	70.00%	26,000	19,500	12,000	61.54%
	フットブレーキ	9,000	6,300	70.00%	8,000	5,600	70.00%				
	キャリパーブレーキ	12,000	8,400	70.00%							
	転倒防止(コロ付き)	6,200	4,300	69.35%	7,000	4,900	70.00%	23,000	17,250	10,615	61.54%
	幅調節										
	ガスダンパー式のティルト又はリクライニング	※ガスダンパー加算額 7,500	5,000	66.67%	70,000	49,000	70.00%				
	対面式押し手ハンドル						↓耐荷重100kg、125kg、150kgごとに無償補強				
	フレーム補強						0	0			
	電動リクライニング・ティルト	※電動アクチュエーター加算額 42,500	30,000	70.59%	900,000	630,000	70.00%				
	同上バッテリー(ニカド)・充電器	40,000	35,000	87.50%							
※ 電動リクライニング・ティルトには別途、バッテリー・充電器が必要です。(バッテリーはニカド電池の場合です)											
手押しハンドル							24,000	18,000	11,077		

〈参考〉現行制度の車いすの基本構造

種別 番号	名称	基本構造	基準額
101	普通型	折りたたみ式で大車輪が後方にあるもの。 JIS T 9201-1998 による。	100,000
102	リクライニング式 普通型	背もたれの角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	120,000
103	テイルト式 普通型	座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。	148,000
104	リクライニング・テ イルト式普通型	背もたれの角度を変えることができ、座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。	173,000
105	手動リフト式普通 型	座席の高さを変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	232,000
106	前方大車輪型	折りたたみ式で前方に大車輪のあるもの。	100,000
107	リクライニング式 前方大車輪型	背もたれの角度を変えることができるもの。その他は前方大車輪型と同じ。	120,000
108	片手駆動型	折りたたみ式で片側にハンドリムを二重に装着して、片麻痺患者が使用できるもの。	117,000
109	リクライニング式 片手駆動型	背もたれの角度を変えることができるもの。その他は片手駆動型と同じ。	133,600
110	レバー駆動型	レバー1本で駆動操舵ができ、片麻痺患者が使用できるもの。	160,500
111	手押し型 A (大車輪のあるもの)	原則として介助者が押して駆動するもの。(折りたたみ式、非折りたたみ式) A 大車輪のあるもの	82,700
112	手押し型 B (小車輪だけのもの)	原則として介助者が押して駆動するもの。(折りたたみ式、非折りたたみ式) B 小車輪だけのもの	81,000
113	リクライニング式 手押し型	背もたれの角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。	114,000
114	テイルト式 手押し型	座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。	128,000
115	リクライニング・テ イルト式手押し型	背もたれの角度を変えることができ、座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。	153,000
116	普通型	レディメイド	75,000

平成 20 年 12 月 8 日

○補装具（補聴器）調査について

- 1) 今回調査の回収率がおもわしくなかった理由としては、そもそも、補装具費支給制度による補聴器の取扱いの比率は、製造においても販売においても約 10%しかなく、製造経費や販売経費全般が市販品に依存する形態となっていることから、補装具制度に対応する補聴器のみに関わるデータの抽出が困難な面があることが考えられます。
- 2) 販売価格から仕入れ価格を引いた粗利益額は、確かに一定程度ありますが、販売に関わる間接経費部分の詳細な実態が明らかにされなければ、一概に利益が出ているとは評価できないと考えられます。
- 3) 補装具費支給制度による補聴器の価格は、補聴器を単に供給するだけでなく、適合し補聴器効果が証明されるまでを包括して考えるべきと思います。

※ そこで、以下の補足調査を実施すべきではないかと考えます。

○補装具（補聴器）補足調査（案）について

- 1) 販売間接経費を明らかにするためのサンプル調査の実施
補装具費支給制度による補聴器の取扱いが比較的多い販売店の協力を得て、調査目的を良く理解してもらい、販売間接経費の内訳と調整費経費のサンプル調査を実施し、調整費（フィッティングに要する費用）の実態を把握してはどうかと考えます。
- 2) 補装具費支給制度における補聴器の基本構造について
現行制度上の補聴器の基本構造は、利得性能と最大出力の抑制が規定されています。しかし、現在の補聴器は、デジタル方式により補聴効果を向上させる多くの機能が搭載できます。（例：言葉の明瞭度を向上させるための周波数調整機能、日常生活の騒音抑制機能等。）これらの機能が、真に必要な方に提供されるよう、基本構造の見直しについても、検討できるための調査が必要と考えます。

これらの事項を今回に引き続き調査に加えて継続することで、補装具費支給制度における補聴器の価格等の実態が明らかになると考えられます。

以上

補装具評価検討会・臨時メンバー 石井喬志